

学校施設等の耐震化及び耐震診断結果の公表について

■学校施設耐震化の状況

学校施設は、多くの児童生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活の場であります。また災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

亀岡市では、平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」により、現行の耐震基準（昭和56年）以前に建築した学校施設について、耐震診断と耐震改修に努めてきました。特に、災害時の避難場所となる屋内運動場（体育館）を最優先に取り組み、全ての小中学校の耐震診断が終了しました。

この結果、平成27年3月末で小中学校施設の耐震化率は96.4%となっています。

○耐震整備状況

区 分	全棟数 A	現行耐震基準によるもの B	昭和56以前のもの			耐震化率 B+C+D/A	耐震改修等が必要な学校
			耐震性があるもの C	耐震改修済みのもの D	耐震改修が必要なもの E		
小学校 (18校)	64	32	7	22	3	95.3%	川東小学校（2棟） 保津小学校（1棟）
中学校 (8校)	48	25	6	16	1	97.9%	高田中学校（1棟）
合 計	112	57	13	38	4	96.4%	

■学校施設の耐震診断結果の公表

平成20年6月に「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、学校施設における耐震診断の実施と建物ごとの公表が義務付けされました。

亀岡市では、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された学校教育施設（小中学校）の耐震診断が平成21年度に終了しました。この結果を受けて、耐震補強等の整備が必要となる構造耐震指標（I s 値）0.7未満の建物について、順次、耐震化事業を実施してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、市立幼稚園については一園統合化し、改築工事が平成26年度に終了しました。

耐震化の状況・学校別一覧 . . . 別紙

平成27年3月

亀岡市教育委員会
(担当：教育総務課)